【平成12年3月24日 省令第19号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第四項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

カ　預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからカまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

六の二　提出会社が完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この項において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項において同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式交換の目的

ハ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

六の三　株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該株式移転において、提出会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式移転の目的

ハ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に係る破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産の申立て等、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申立て、商法の規定による整理開始の申立て又はこれらに準ずる事実（以下この号、次号、第十七号及び第十八号において「破産等の申立て」という。）があつた場合

イ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該提出会社である場合を除く。）

ロ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ハ　当該破産等の申立てに至つた経緯

二　当該破産等の申立ての内容

十一　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十二　提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

十三　連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該重要な災害の発生年月日

ハ　当該重要な災害が発生した場所

二　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ホ　当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十四　連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該訴訟の提起があつた年月日

ハ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

二　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

十四の二　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式交換の目的

ニ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

十四の三　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式移転において、当該連結子会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式移転の目的

ニ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

十五　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併若しくは当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は連結子会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ　当該合併の目的

ニ　当該合併の方法及び合併契約の内容

十六　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ハ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの目的

ニ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

十七　連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産等の申立てがあつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該連結子会社である場合を除く。）

ハ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ニ　当該破産等の申立てに至つた経緯

ホ　当該破産等の申立ての内容

十八　連結子会社に債務を負つている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ニ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ホ　当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十九　連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の連結損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において純資産額が当該提出会社の資産の総額の百分の三十以上に相当する場合

三　資本金の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の額が当該提出会社の資本金の額の百分の十以上に相当する場合

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第四項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

カ　預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからカまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

六の二　提出会社が完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この項において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項において同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式交換の目的

ハ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

六の三　株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該株式移転において、提出会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式移転の目的

ハ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に係る破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産の申立て、和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定による和議開始の申立て若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる申立て（以下この号及び第十七号において「破産等の申立て」という。）があつた場合

イ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該提出会社である場合を除く。）

ロ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ハ　当該破産等の申立てに至つた経緯

二　当該破産等の申立ての内容

十一　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十二　提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

十三　連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該重要な災害の発生年月日

ハ　当該重要な災害が発生した場所

二　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ホ　当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十四　連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該訴訟の提起があつた年月日

ハ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

二　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

十四の二　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式交換の目的

ニ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

十四の三　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式移転において、当該連結子会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式移転の目的

ニ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

十五　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併若しくは当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は連結子会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ　当該合併の目的

ニ　当該合併の方法及び合併契約の内容

十六　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ハ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの目的

ニ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

十七　連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産等の申立てがあつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該連結子会社である場合を除く。）

ハ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ニ　当該破産等の申立てに至つた経緯

ホ　当該破産等の申立ての内容

十八　連結子会社に債務を負つている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ニ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ホ　当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十九　連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の連結損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において純資産額が当該提出会社の資産の総額の百分の三十以上に相当する場合

三　資本金の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の額が当該提出会社の資本金の額の百分の十以上に相当する場合

【平成11年9月30日 省令第91号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第四項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

カ　預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからカまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

六の二　提出会社が完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この項において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項において同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式交換の目的

ハ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

六の三　株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該株式移転において、提出会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ　当該株式移転の目的

ハ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に係る破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産の申立て、和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定による和議開始の申立て若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる申立て（以下この号及び第十七号において「破産等の申立て」という。）があつた場合

イ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該提出会社である場合を除く。）

ロ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ハ　当該破産等の申立てに至つた経緯

二　当該破産等の申立ての内容

十一　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十二　提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

十三　連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該重要な災害の発生年月日

ハ　当該重要な災害が発生した場所

二　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ホ　当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十四　連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該訴訟の提起があつた年月日

ハ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

二　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

十四の二　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式交換の目的

ニ　当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

十四の三　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該株式移転において、当該連結子会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ハ　当該株式移転の目的

ニ　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

十五　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併若しくは当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は連結子会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ　当該合併の目的

ニ　当該合併の方法及び合併契約の内容

十六　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ハ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの目的

ニ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

十七　連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産等の申立てがあつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該連結子会社である場合を除く。）

ハ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ニ　当該破産等の申立てに至つた経緯

ホ　当該破産等の申立ての内容

十八　連結子会社に債務を負つている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ニ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ホ　当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十九　連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の連結損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において純資産額が当該提出会社の資産の総額の百分の三十以上に相当する場合

三　資本金の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の額が当該提出会社の資本金の額の百分の十以上に相当する場合

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第四項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

カ　預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからカまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

（六の二、六の三　新設）

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に係る破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産の申立て、和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定による和議開始の申立て若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる申立て（以下この号及び第十七号において「破産等の申立て」という。）があつた場合

イ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該提出会社である場合を除く。）

ロ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ハ　当該破産等の申立てに至つた経緯

二　当該破産等の申立ての内容

十一　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十二　提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

十三　連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該重要な災害の発生年月日

ハ　当該重要な災害が発生した場所

二　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ホ　当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十四　連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該訴訟の提起があつた年月日

ハ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

二　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

（十四の二、十四の三　新設）

十五　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併若しくは当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は連結子会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ　当該合併の目的

ニ　当該合併の方法及び合併契約の内容

十六　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ハ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの目的

ニ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

十七　連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産等の申立てがあつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該連結子会社である場合を除く。）

ハ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ニ　当該破産等の申立てに至つた経緯

ホ　当該破産等の申立ての内容

十八　連結子会社に債務を負つている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ニ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ホ　当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十九　連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の連結損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において純資産額が当該提出会社の資産の総額の百分の三十以上に相当する場合

三　資本金の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の額が当該提出会社の資本金の額の百分の十以上に相当する場合

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第四項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

カ　預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからカまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に係る破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産の申立て、和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定による和議開始の申立て若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる申立て（以下この号及び第十七号において「破産等の申立て」という。）があつた場合

イ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該提出会社である場合を除く。）

ロ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ハ　当該破産等の申立てに至つた経緯

二　当該破産等の申立ての内容

十一　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法　の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十二　提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

十三　連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該重要な災害の発生年月日

ハ　当該重要な災害が発生した場所

二　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ホ　当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十四　連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該訴訟の提起があつた年月日

ハ　当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

二　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

十五　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併若しくは当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は連結子会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ　当該合併の目的

ニ　当該合併の方法及び合併契約の内容

十六　当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該営業又は事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ハ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの目的

ニ　当該営業又は事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

十七　連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産等の申立てがあつた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該破産等の申立てを行つた者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産等の申立てを行つた者が当該連結子会社である場合を除く。）

ハ　当該破産等の申立てを行つた年月日

ニ　当該破産等の申立てに至つた経緯

ホ　当該破産等の申立ての内容

十八　連結子会社に債務を負つている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ロ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ニ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ホ　当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

十九　連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の連結損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において純資産額が当該提出会社の資産の総額の百分の三十以上に相当する場合

三　資本金の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の額が当該提出会社の資本金の額の百分の十以上に相当する場合

（７、８　削除）

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

（カ　新設）

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

（十　新設）

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

（十三～十九　新設）

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成10年11月24日 省令第140号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額（相互会社にあつては、基金等の総額。）又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業若しくは事業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業若しくは事業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

（ハ　新設）

ハ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主　の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社の異動（提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなること又は親会社でなかつた会社が提出会社の親会社になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主（法第百八十八条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（臨時報告書の　記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

２　法第二十四条の五第二項の規定により臨時報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

へ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからへまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社　の異動（提出会社の親会社　であつた会社が親会社　でなくなること又は親会社　でなかつた会社が提出会社の親会社　になることをいう。）又は特定子会社の異動（提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなること又は子会社でなかつた会社が提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の理由及びその年月日

四　主要株主（法第百八十八条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害　が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

六　提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額である場合

イ　当該訴訟の提起があつた年月日

ロ　当該訴訟を提起した者の名称、住所、代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ハ　当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ニ　当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

（１）　訴訟の解決があつた年月日

（２）　訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容

ロ　当該合併の目的

ハ　当該合併の方法及び合併契約の内容

八　提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少若しくは増加することが見込まれる営業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨公表された場合を含む。）

イ　当該営業の譲渡先又は譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名、住所及び事業の内容）

ロ　当該営業の譲渡又は譲受けの目的

ハ　当該営業の譲渡又は譲受けの契約の内容

九　代表取締役の異動（提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ　当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

ニ　新たに代表取締役になる者については主要略歴

十　提出会社に債務を負つている者及び提出会社から債務の保証を受けている者（債務者等という。以下この号において同じ。）について手形若しくは小切手の不渡り、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の申し立て又はこれらに準ずる事実が生じ、当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ　当該債務者等の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者の氏名、資本又は出資の額

ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ　当該事実が提出会社の事業に及ぼす影響

十一　財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

イ　当該事象の発生年月日

ロ　当該事象の内容

ハ　当該事象の損益に与える影響額

（２　削除）

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第二項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　第二項第五号に規定する重要な災害とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

８　第二項第十一号に規定する財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象とは、財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、最近事業年度の末日における資産の総額の百分の一以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上の額になる事象をいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　（１　新設）

１　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

（六～十一　新設）

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（８　新設）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】

（改正後）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ　株券（準備金の資本組入れ、株式配当及び合併により発行されるものを除く。）の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

（１）　当該株券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

（２）　出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

（３）　保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

（ハ　新設）

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格及び資本組入額又は売出価格

ニ　発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額（株券の場合を除く。）

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

【昭和56年9月25日 省令第43号】

（改正後）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率及び転換の条件

ワ　新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからワまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合には、その銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、その利率及び転換の条件

（ワ　新設）

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】

（改正後）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合には、その銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、その利率及び転換の条件

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（当該親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これを含む。）の数及びその議決権の総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額又は出資の総額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合には、その銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、その利率及び転換の条件

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　「特定子会社」とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　資本の額が当該提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項の規定により臨時報告書を提出する場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項　とする。

一　提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）が本邦以外の地域において開始された場合

イ　株式の種類（転換社債券の場合には、その銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しを行う地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を　証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の場合には、その利率及び転換の条件

二　募集によらないで取得される有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ　前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げる事項

ロ　前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

三　親会社又は特定子会社（第六項に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）の異動（提出会社の親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が提出会社の親会社若しくは特定子会社になることをいう。　）があつた場合（子会社が第六項各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合及び特定関係にもなく子会社でもなかつた会社が同項第一号又は第二号に掲げる特定関係のいずれか一又は二のみに該当する子会社になつた場合を除く。）

イ　当該異動に係る親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該　提出会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　　　当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該　提出会社の所有に係る当該特定子会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下　同じ。）の異動（提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が提出会社の主要株主になることをいう。以下　同じ。）があつた場合

イ　当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害（第七項に規定する重要な災害をいう。以下同じ。）が発生し、それがやんだ場合

イ　当該重要な災害の発行年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が提出会社の事業に及ぼす影響

２　第七条の規定は、外国会社が　臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ　当該有価証券の発行、募集又は売出しにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（提出会社が外国会社である場合を除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出する臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは「又は取得」と読み替えるものとする。）

４　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告者に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該臨時報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

６　　「特定子会社」とは、　次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

一　当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合

二　当該提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上に相当する場合

三　　資本の額が当該　提出会社の資本の額の百分の十以上に相当する場合

７　　「重要な災害」とは、災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の資産の帳簿価額の総額の百分の一以上に相当する額である災害で、その被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

（改正前）

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項の内容とする。

一　当該会社の発行する有価証券（転換社債券以外の社債券を除く。次号において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）を本邦以外の地域において開始した場合

イ　株式の種類（転換社債についてはその銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しをする者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しをする地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を本邦以外の地域の証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の利率及び転換の条件

二　発行価額の総額が一億円以上の有価証券を募集によらないで発行することにつき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（本邦以外の地域で発行した場合には、そのとき。）当該発行に係る有価証券に関する事項で前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げるもの

三　親会社又は特定子会社の異動（親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が親会社若しくは特定子会社になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合

イ　当該親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該有価証券報告書提出会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該有価証券報告書提出会社の所有に係る当該特定子会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が主要株主になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合

イ　当該主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発行した場合で当該災害が止んだとき。

イ　当該災害の発行年月日

ロ　当該災害が発生した場所

ハ　当該災害を受けた資産の種類、帳簿価額及び保険金額

ニ　当該災害が当該会社の生産又は販売に与える影響

２　第七条の規定は、外国会社が法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出すべき臨時報告書

イ　当該有価証券の発行又は売付けにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（外国会社が作成するものを除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出すべき臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類

４　外国会社にあつては、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　臨時報告書に記載された代表者が臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

６　第一項第三号において、「親会社」とは、当該有価証券報告書提出会社の発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有する会社をいい、「特定子会社」とは、子会社（第十七条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号の一に該当するものをいう。

一　異動があつた日の属する当該有価証券報告書提出会社の事業年度（当該提出会社の事業年度と当該子会社の事業年度とが異なるときは、それぞれの事業年度。次号において同じ。）の直前事業年度の期間（当該提出会社の事業年度の期間と当該子会社の事業年度の期間とが異なるときは、そのいずれか短い期間に相当する期間）において、当該子会社の当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合における当該子会社

二　異動があつた日の属する当該有価証券報告書提出会社の事業年度の直前事業年度の末日において、当該子会社の資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上である場合における当該子会社

三　異動があつた日において、その資本の額が当該有価証券報告書提出会社の資本の額の百分の十以上である子会社

７　第一項第五号において「重要な災害」とは、災害を受けた資産の帳簿価額が資産の総額の百分の一以上に相当する額である災害で当該会社の生産又は販売に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（臨時報告書の提出及びその記載内容等）

**第十九条**　法第二十四条の五第一項に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、臨時報告書に記載すべき内容は、当該各号に掲げる事項の内容とする。

一　当該会社の発行する有価証券（転換社債券以外の社債券を除く。次号において同じ。）の募集又は売出し（発行価額又は売出価額の総額が一億円未満であるものを除く。）を本邦以外の地域において開始した場合

イ　株式の種類（転換社債についてはその銘柄）

ロ　発行数又は売出数

ハ　発行価格又は売出価格

ニ　発行価額の総額又は売出価額の総額

ホ　券面額の総額

ヘ　発行方法

ト　引受人又は売出しをする者の氏名又は名称

チ　募集又は売出しをする地域

リ　新規発行による手取金の額及び使途

ヌ　発行年月日又は受渡し年月日

ル　当該有価証券を本邦以外の地域の証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

ヲ　転換社債券の利率及び転換の条件

二　発行価額の総額が一億円以上の有価証券を募集によらないで発行することにつき取締役会又は株主総会の決議があつた場合（本邦以外の地域で発行した場合には、そのとき。）当該発行に係る有価証券に関する事項で前号イからヘまで及びリからヲまでに掲げるもの

三　親会社又は特定子会社の異動（親会社若しくは特定子会社であつた会社が親会社若しくは特定子会社でなくなること又は親会社若しくは特定子会社でなかつた会社が親会社若しくは特定子会社になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合

イ　当該親会社又は特定子会社の名称、住所、資本の額及び業種

ロ　当該会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該有価証券報告書提出会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該有価証券報告書提出会社の所有に係る当該特定子会社の株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ニ　当該異動の年月日

四　主要株主（法第百八十九条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が主要株主になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合

イ　当該主要株主の氏名又は名称

ロ　当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

ハ　当該異動の年月日

五　重要な災害が発行した場合で当該災害が止んだとき。

イ　当該災害の発行年月日

ロ　当該災害が発生した場所

ハ　当該災害を受けた資産の種類、帳簿価額及び保険金額

ニ　当該災害が当該会社の生産又は販売に与える影響

２　第七条の規定は、外国会社が法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書を提出する場合に準用する。

３　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる場合に提出すべき臨時報告書

イ　当該有価証券の発行又は売付けにつき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書（外国会社が作成するものを除く。）

二　第一項第二号に掲げる場合に提出すべき臨時報告書前号イ及びロに掲げる書類

４　外国会社にあつては、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　臨時報告書に記載された代表者が臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

５　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

６　第一項第三号において、「親会社」とは、当該有価証券報告書提出会社の発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有する会社をいい、「特定子会社」とは、子会社（第十七条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号の一に該当するものをいう。

一　異動があつた日の属する当該有価証券報告書提出会社の事業年度（当該提出会社の事業年度と当該子会社の事業年度とが異なるときは、それぞれの事業年度。次号において同じ。）の直前事業年度の期間（当該提出会社の事業年度の期間と当該子会社の事業年度の期間とが異なるときは、そのいずれか短い期間に相当する期間）において、当該子会社の当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の百分の十以上である場合における当該子会社

二　異動があつた日の属する当該有価証券報告書提出会社の事業年度の直前事業年度の末日において、当該子会社の資産の総額が当該提出会社の資産の総額の百分の十以上である場合における当該子会社

三　異動があつた日において、その資本の額が当該有価証券報告書提出会社の資本の額の百分の十以上である子会社

７　第一項第五号において「重要な災害」とは、災害を受けた資産の帳簿価額が資産の総額の百分の一以上に相当する額である災害で当該会社の生産又は販売に著しい影響を及ぼすと認められるものをいう。